

都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

### 都留市条例第 23 号

都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年都留市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 年額報酬を支給する場合において、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらずそれぞれの勤務した期間に応じて月割により計算して得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を支給する。

(1) 年度の途中において、新たに団員となり、又は退職した場合

(2) 年度の途中において、階級等が異動した場合

3 年額報酬及び出動報酬は、年度ごとに支給する。

第 15 条第 1 項中「、又は水火災等で出動したときは」を「には」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

### 別表第 2(第 14 条関係)

#### 年額報酬

職名	報酬額
団長	75,000 円
副団長	50,000 円
分団長	39,000 円
副分団長	30,000 円
本部員	27,000 円
部長	27,000 円
班長	23,000 円
団員	20,000 円(機能別団員にあつては、10,000 円)

出動報酬

区分	支給単位		報酬額
火災・水防・警戒・訓練・その他	1日	8時間以上	8,000円
		4時間以上8時間未満	4,000円
		4時間未満	2,000円

別表第3中

「

出動費(1回につき)
火災・水防・警戒訓練・その他
円 1,500

」

を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。